

平成 29 年度

宮田村教育委員会 10 月定例会々議録

1 開催日時：平成 29 年 10 月 25 日(水) 13：30～14：40

2 開催場所：村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 長嶋 良子 教育長（以下「教育長」と表記。）
- (2) 篠田 秀児 委員長職務代理者（以下「職務代理」と表記。）
- (3) 鷹野 綾子 委員（以下「鷹野委員」と表記。）
- (4) 古藤 祐巳子 委員（以下「古藤委員」と表記。）
- (5) 伊藤 一幸 委員（以下「伊藤委員」と表記。）

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 本田 秀樹 教育次長（以下「次長」と表記。）
- (2) 北原 敦 学校係長（以下「学校係長」と表記。）
- (3) 平澤 義章 子育て支援係長（以下「子育て係長」と表記。）
- (4) 本田 留美 生涯学習係長（以下「生涯係長」と表記。）

6 教育長あいさつ (別紙)

教育長： 足元が悪い中お集まりいただきありがとうございます。先週の超大型台風では宮田小中学校では前日から校長たちと連絡を取り合い、他市町村の様子も聞きながら、生徒児童は 9 時まで自宅待機で 10 時までに登校という手立てを打った。被害はなく済んで良かった。今後も連絡を密にとって子どもたちの安全を第一に配慮しながらやっていきたい。

資料について説明

先週、就学指導委員会があった。保育園から小学校に上がるお子さんの就学を判定する委員会が開かれた。次年度の新 1 年生では 8～10 名が特別支援学級に入級の予定。中学校に入学する子どもたちについては来週委員会で判定する。小中の特別支援学級の人数は年々増加しているような気がするが、今年は全体の 10%、前年度は 12.8%で 27～29 年は 10～12%で推移している。これは医療の発達もあり、ドクターに障害の判定をしてもらおうと、保護者も手厚い支援を受けられるならと特別支援学級を希望され、このような結果になっているのかと思う。

昨日はうめっこサポート会議があった。不登校傾向児童生徒は小、中学校とも 8 名。それぞれ先生や相談員が手厚い対応をしているが、その背景に発達障害のグレーゾーンで

困難を抱えたお子さんが不登校になっている気がしている。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、通常学級、特別支援学級にかかわらずその子の特性に合わせた教育支援をしなければいけないと、学校教育法令で出されており、宮田でも今後課題になるのではないかと。

教育委員会は環境面での配慮、先生の資質向上、障害に対する理解、特別支援学級だけでなく通常学級でも配慮しなければいけない意識が必要だが、職員には温度差がある。教育委員会は学校の支援だけでなく指導もしていかなければいけない立場なので、学校現場の様子をよく見ていただき、情報が入ったら皆さんで共有していきたい。保護者、村民、困っているお母さんたちの声を扱っていききたいので、協力をお願いしたい。

委員の皆さんにも現場を知るために、次の行事を見ていただきたい。10/28の中学校でのチャレトラ。19講座で地域の達人から様々なことを学ぶ。講師は地域のボランティアの方々に、地域支援本部が学校の必要に応じ募りつないでいる。11/2のうめっこらんどでの講演。昭和伊南病院の小児科ドクターに発達障害の話をしてもらう。教育委員の皆さんにも発達障害について知り、本人の苦しみを分かっていたことが大事だと思う。11/15の中学校で行われるアクティブラーニングの公開授業。上越教育大学の先生に指導を受けるが、教育委員の皆さんに本当に分かる授業になっているか、子どもたち目線で見えていただきたい。村は「子どもが輝く」ことを掲げているので子どもが輝く授業になっているか、工夫する点があればご意見をいただきたい。

以上よろしく申し上げます

## 7 議 題

### (1) 報 告

報告1号 教育委員会活動報告について 9～10月 (1 ページ)

次 長：資料について説明

教 育 長：報告に関してよろしいですか。

委 員：了解

報告2号 うめっこらんど運営委員会の報告について (別紙)

子育係長：資料について説明

うめっこらんど運営委員会は、運営、サークル、ファミサポ協力会員3つの事業の代表で成り立っている。年2回開催で10/18に第1回目を開催し議事4つについて話し合った。①遊ゆう広場の利用料金について。新設当初は他に同様の施設の例がない中で料金を設定した。最初、村内料金は500円、村外が1000円だったが、村内の人が利用しにくいほど村外利用者が多くなったため、村外利用者の料金を倍にした。村外の友達を連れて来られないなどの意見もあり、今年から戻した。しかし、近隣の子育て支援センターができたことと、母親の就労により、うめっこらんどの利用数が減ってきている。

委員から、登録料は6～10万円で運営できるかという意見もあった。近隣他市町村では利

用料が無料になっているのに、宮田村が有料なのはいかがなものかという意見もあり、我々としては意見を尊重しながら無料化の方向で予算を交渉していく。年間の利用料をゼロにしてもトータル6万円位では人件費も出ない。子育て日本一と言って子育て支援の核になっている。誰でもゼロにして村内外の人にも来てもらう。

②児童館の中学生の利用について。うめっこらんどは0歳から18歳まで使えるが、実際は未就園児から小学生が主に使っている。中学生の居場所作りとして利用してもらおうと中学生にも声をかけた。帰宅してからでは遅くなってしまいうので、学校帰りに利用できるよう中学校の考えを聞きながら進めている。直接寄ってもらうにはルールを作る必要があるかと思う。保険については、うめっこらんどから帰るときは対象になるが、来るときは自宅からでも学校からでもどちらも対象外。

③ファミサポ援助活動の範囲について。遊ゆう広場での託児のみの利用料を700円から500円に改正し、利用者が増えた。塾や習い事の送迎をしているが、送迎でお金をもらうことは法に触れるのではないかという意見があった。しっかり調査し、慎重に議論したい。

④学童保育のおやつについて。いろいろな意見があるが、当方で方向性を決めることになった。学童から習い事へ直行する児童が多いが、同意書をいただいているので事故の責任はない。しばらくは現状をみていきたい。

伊藤委員：無料にすることで利用者がどっと増えはしないかと心配している。多い少ないの見通しを立てられるように。

鷹野委員：うめっこらんどで中学生は誰に悩みを話しているのか。

教育長：児童厚生員、子育て支援員が、生徒のつぶやくような親にも言えない悩みに答えている。

鷹野委員：今は未満児を保育園に預けて働く人が増えて、うめっこらんどの利用者が少なくなっている。

教育長：少子化で宮田の年間出生数が50人台になって来た。子どもが1歳になると母親は働き出す。3歳くらいまでは、うめっこらんどで子育ての情報交換の場にしてほしい。料金を無料にすることで利用しやすくなればと思うが、女性の就労は子どもにとってどうかなのかなとも思う。ある県では、家で子供の面倒を見る家庭に在宅育児手当を数万円払う施策のところもある。保育士の賃金を考えれば安く済む。

子育て係長：保育園では、0歳児3人に保育士が一人、1歳児は4人に保育士一人が必要になる。

古藤委員：今、待機児童はいないですか。

子育て係長：ないです。

伊藤委員：この状況を村長は知っているのか。教育長が直々に村長に話した方が良い。非常に良い提案だと思う。

次長：村長は本来3歳まで自宅で見える方が良いと思っている。保育料は全員無料が良いが、一律でいいのかということもある。何らかの考えの変化があるかもしれない。

教育長：子どもがほしくても産めない方にしてみれば、そういう施策に対して中には不平等感もある。

職務代理：それと子育ての問題とは別。これは少子化防止のための施策。子どもができない人には

ほかのシステムで応援するべきだと思う。

伊藤委員：村に子どもがほしいことが基準。支援をしなければ子どもが集まらないという、切実な問題があるのだから。

鷹野委員：多分、子どもがいない人に見てみたら、子育てにばかりお金が行っているということに不平等感があるのではないか。

古藤委員：子どもがいないだけでナイーブな状態にある。分からなくもないが。

教育長：いろんな意見があり難しい。遊ゆう広場の利用料無料化に関していいですか。

委員：了解

報告3号 市町村教育委員会研修会・総会（東御市）について (2～5 ページ)

次長：資料について説明

報告4号 上伊那社会教育関係者懇談会について (6～7 ページ)

次長：資料について説明

11/10 伊那公民館 その後社会教育委員と懇談会は未定。

鷹野委員：社会教育委員さんにもっと活躍していただきたいという思いがある。私は公民館運営審議会委員の後に社会教育委員をやった。公民館審議会委員は文化祭や会館の使い方等について話し合ったりした。社会教育委員は講演を聞きに行っただけで、自分でやっついて必要があるのかなと思った。他の地域はしっかり動いているところもある。

職務代理：形式化し、本来の目的が分かっていない。前教育長の際は、社会教育委員の意見を聞くため懇親会もやった。社会教育委員の実態をつかんでいない。

伊藤委員：公民館活動とはどんな関係があるのか。

次長：公民館活動の承認や生涯学習の計画や諮問答申や、社会体育にも関係しているが、地域との関係はあまりない。

伊藤委員：地域と結びついていないと浮いてしまう。公民館活動は地域と結びついている。社会教育法を学び、必要がなければやめた方がいい。

教育長：次回までに事務局で洗い出してほしい。よろしいでしょうか。

委員：了解。

## 8 その他

(1) 当面の日程について 10～11月 (8 ページ)

次長：資料について説明

教育長：今回は、小学校の次年度の教育課程の対応を受けて定例会に出したい。危機管理については校長、施設長と詰めてから、教育委員会に諮りたい。よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

・次回定例会：11月30日(木) 13時30分 村民会館 第1研修室